



問 労働関係団体事業補助金の在り方を再考すべきではないか

労働関係団体事業補助金について、津市が補助金を出している団体からは、令和3年度までは事業の実績報告書に領収書等の添付がなかった。令和4年度は、補助金の申請があった2団体に対し領収書等の提出を求めているが、必要な補助金であったのか。大きな団体に補助する必要はない。労働政策というのであれば、生活が苦しい労働者に対してもっと手厚い補助をするべきでは。

答 形を変えていく等、補助金の在り方の検討を進めている

労働関係団体事業補助金は、労働政策の中の一つの補助金なので、形を変えていく、あるいは、場合によっては止めていくような検討を進めている。議員の述べられた観点も含め、組み直していくことも可能と考える。

令和6年度予算には間に合っていないが、労働政策の形をどう変えていくかということは、一生懸命考えていきたい。

その他の質疑・質問

- 市長に問う
 - 議案第38号 令和6年度津市一般会計予算から津環境整備事業協同組合補助金について
 - 内部統制室の業務概要について

津市商工業振興等関係補助金交付要綱(抜粋)。労働関係団体事業補助金について書かれている

津市商工業振興等関係補助金交付要綱(抜粋)	
	平成18年1月1日訓第152号
(趣旨)	
第1条 この要綱は、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、津市商工業振興等事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付に必要事項を定めるものとする。	
(交付の目的等)	
第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容又は対象となる経費及び補助率又は金額並びに補助事業者等の範囲は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。	



問 市道野村4号線の刑法第124条違反について問う

かつて一間道路であった市道野村4号線は、一部の幅員が6メートルとなったにもかかわらず、ガードレールと電柱があるせいで指定避難所である久居体育館へ自動車避難することができない状況になっている。これは刑法第124条の往来妨害及び同致死傷に違反するのではないか。

答 従前の道路幅員を保持する形でガードレールを設置

当該道路は、地元要望を受け、生活環境を整える形で整備を進めてきたが、一部用地買収できなかったため、狭い部分に自動車が誤進入しないよう、地元自治会の総意として、従前の幅員2メートルを保持する形で自動車が転回できる位置にガードレールを設置し、反射材を設置することで安全を確保した。

刑法第124条は、往来の円滑な流れを妨げる場合に対象となり得ると考えており、現在は地元と協議をした中でこの形状としている。

現状は暫定的整備であり、今後、用地買収が進めば、幅員6メートルの道路として開通させたい。

その他の質疑・質問

- 市営浄化槽事業について
- メンタルヘルス不調による病気休暇の過去3年間の職員数について
- 成美放課後児童クラブの光熱費等の納付に係る進捗状況について
- 伊勢湾再生に向けての進捗と現況について
- 都市計画道路の整備について **など**

市道野村4号線に設置された電柱とガードレール

